

【参考】

○令和元年6月14日時点で法律又は条例で取り締まることが可能な薬物数

大臣指定薬物の薬物数：2378 薬物（うち2つは植物）

知事指定薬物の薬物数：2 薬物

○埼玉県での知事指定薬物の指定経過

◆平成27年度 8回26薬物と1植物体を指定

◆平成28年度 5回14薬物を指定

◆平成29年度 5回16薬物を指定

◆平成30年度 5回14薬物を指定

→県での指定後、すべての薬物及び植物体が、「医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（通称：医薬品医療機器等法）」に基づき厚生労働大臣が指定する「指定薬物（通称：大臣指定薬物）」となったため、現在は医薬品医療機器等法により製造・輸入・販売等が禁止されている。

◆令和元年度

	知事指定薬物指定日 (規制開始日)	薬物数	法律による大臣指定薬物の 規制開始日
第1回	令和元年6月13日 (令和元年6月14日)	2	令和元年6月23日

※1 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例

薬物の濫用による被害が深刻化している状況を踏まえ、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を確保し、県民が安心して暮らすことができる社会の実現を目的として、平成27年4月1日から施行した。（罰則は平成27年5月1日施行。最高で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。）

※2 知事指定薬物

条例により、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有

する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる薬物のうち、埼玉県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、最新の科学的知見に基づき精神毒性を有すると認められるものとして知事が指定したもの。

指定にあたっては、あらかじめ埼玉県地方薬事審議会の意見を聴かなければならない。

なお、厚生労働大臣が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく指定薬物に指定した薬物は、知事指定薬物としての効力を失う。

※3 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第13条（抜粋）

第13条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物又は植物を含む。以下同じ。）を製造し、又は栽培すること。
- 二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。
- 三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
- 四 知事指定薬物を所持（販売又は授与の目的による所持を除く。）し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。
- 五 知事指定薬物をみだりに使用することを知って、その場所を提供し、又はあつせんすること。

※4 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（抜粋）

第2条 条例第13条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる用途に供する場合とする。

- 一 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途
 - イ 国の機関

- ロ 地方公共団体及びその機関
- ハ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関
- 二 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。第 4 号において「法」という。）第 69 条第 4 項に規定する試験の用途
- 三 条例第 14 条第 1 項に規定する試験の用途
- 四 法第 76 条の 6 第 1 項に規定する検査の用途
- 五 犯罪鑑識の用途
- 六 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途